

美郷町職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、職員等が知り得た町政運営上の法令違反等に関する通報について、必要な事項を定めることにより、町政における違法な事態の防止及び損失の抑制を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保し、透明で公正な町政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤の職員

イ 町から事務事業を受託し、又は請け負った事業者並びにその役員及び従業員

ウ 町の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員又は従業員

(2) 公益通報 公益を守るために職員等が知り得た町政運営上の他の職員の違法な行為又は違法性の高い行為に関しての通報をいう。

(3) 通報者 職員等であって公益通報を行う者をいう。

(公益通報の方法)

第3条 職員等は、町の事務事業に関し、次の各号のいずれかに該当する事実があると思料されるときは、美郷町公益通報委員会の委員に対し、口頭、電話、面談、文書又は電子メール等により公益通報をすることができる。

(1) 法令（条例、規則及び訓令等を含む。）に違反又はこれに至るおそれのある事案

(2) 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実（前号に該当する事実を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町の事務事業に係る不当な事実

2 前項の公益通報をするときは、原則として実名によらなければならない。

3 公益通報を行う者は、公益通報の対象となっている職員の氏名及び所属並びに公益通報に係る事実の発生日時、場所及び内容をできる限りわかりやすく通報しなければならない。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、公益通報をするに当たっては、客観的事実に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

2 通報者は、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって公益通報をしてはならない。

(公益通報委員会の設置)

第5条 職員等からの公益通報を処理するため、美郷町公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副町長、教育長その他委員長が指名する職員をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委員会の委員の責務)

第6条 委員会の委員は、第3条第1項の規定に基づく公益通報の申し出があったときは、当該通報の内容等を聴取し委員会に報告するものとする。

(委員会の調査等)

第7条 委員会は、前条の規定に基づく報告を受けたときは、通報者の秘密を保持するとともに、通報者が特定されないよう十分な配慮をし、当該通報の内容の真否及び重要性について必要な調査を行うものとする。

2 委員会は、前項の規定による調査を行う場合はその旨を、行わない場合はその旨及びその理由を通報者に報告するものとする。

(調査結果の報告)

第8条 委員会は、前条の規定に基づく調査を実施したときは、その結果を町長、その他の関係する任命権者及び通報者に報告するものとする。ただし、通報者が報告を希望しない場合は、この限りでない。

(秘密保持等)

第9条 公益通報処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。従事者でなくなった後も同様とする。

2 公益通報処理に従事する者は、自らが関係する公益通報事案の処理に関与してはならない。

(改善措置)

第10条 委員会は、通報があった事案について調査した結果、是正措置及び再発防止策の改善措置を講ずる必要がある場合、公益通報の対象となった部門の所属長（以下「該当部門の所属長」という。）に勧告するものとする。

2 前項の規定による勧告を受けた該当部門の所属長は、必要な改善措置を講じ、その結果を委員会に報告しなければならない。

(通報者の情報の保護)

第11条 通報者に係る情報は、厳格に保護し、本人の同意がある場合を除いて一切公表しない。

(不利益取り扱いの禁止)

第12条 通報者は、正当な公益通報をしたことによって、いかなる不利益な取り扱いも受けない。

2 通報者の任命権者は、通報者が前項の不利益を受けるか又は受けるおそれがあると認めるときは、その改善又は防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第13条 町長は、内部通報に係る制度の運用状況について定期的に公表するものとする。

2 町長は、前項の規定による公表を行うに当たっては、個人情報保護等に配慮するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。